

大阪柔整だより

ダイジェスト版

施術録(カルテ)について

1. 療養費の支給対象となる柔道整復師の施術については、記載・整備事項を網羅した施術録を患者毎に作成しておくこと。
なお、同一患者にあつては、初検毎又は負傷部位毎に別葉とすることなく、同じ施術録に記載すること。
また、施術明細を書ききれない場合は、別紙に記載して施術録に添付しておくこと。
2. 地方厚生(支)局長及び都道府県知事との協定及び契約又は関係通知等により、保険者等から施術録の提示及び閲覧を求められた場合は、速やかに応じること。
3. 施術録は、施術完結の日から5年間保管すること。
 - 記載する上で重要な事項と注意が必要な事項
 - ・記載は黒もしくは青色インクまたはボールペンを使用
 - ・記入すべき欄は漏れなく記載
 - ・修正液での修正をしない
 - ・通院日、施術の内容と金額をその都度記載(手書きが基本)
 - ・毎月保険証を確認すること、業務上か否かの確認
 - ・他の医療機関等への通院の有無
 - ・骨折、脱臼、不全骨折を取り扱う場合の同意医師名と同意日
 - ・医療機関等から転院して来た場合
 - ・往療理由
 - ・傷病経過
 - ・長期理由
 - ・初検時相談支援の内容
 - ・初検にもかかわらず施療料、固定料、整復料を算定しない場合
 - ・自費から保険または保険から自費になった場合
 - ・交通事故で療養費を請求する場合
 - ・一部負担金以外に徴収したもの
 - ・その他、患者について気付いた事項

先生方を守るのは、「患者様からの信頼」と「施術録(カルテ)」です。
上記を留意していただき、施術の都度、施術録を作成して下さい。

大阪府福祉医療費助成制度について

障害者やひとり親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者様の負担については、下記に示す様なイメージとなっております。

また患者様が国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。

大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

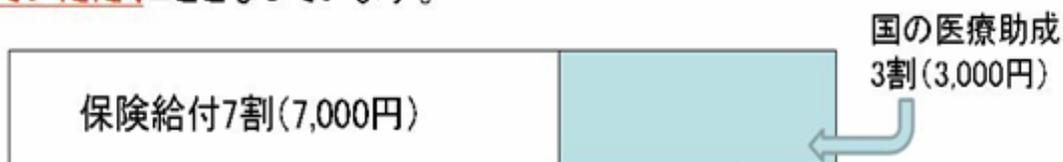
例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっております。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。